

# 福岡県公報

平成十九年一月十七日  
第二千六百三十号  
増刊  
①

## 目次

規則(第二号)

○福岡県計量法施行細則の一部を改正する規則

(商工政策課) ……………一

## 規則

福岡県計量法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年一月十七日

福岡県知事 麻生 渡

### 福岡県規則第二号

福岡県計量法施行細則の一部を改正する規則

福岡県計量法施行細則(平成十二年福岡県規則第百三号)の一部を次のように改正する。

別表旅費の項中「朝倉市」を「朝倉市 みやま市」に改め、「山門郡 三池郡」を削る。

### 附則

この規則は、平成十九年一月二十九日から施行する。

発行  
福岡県(総務部行政経営企画課)  
福岡市博多区東公園七番七号

印刷  
福岡市博多区東比恵二丁目九番一  
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)